

別表第3（第5条関係）

種 別	初 回 貸 与		次期貸与時期
	時 期	数 量	
冬作業服 冬作業服VC製	職務開始までに臨時貸与	2組 (在庫不足の場合は、1組)	貸与周期月数経過後、最初の定期貸与時
夏作業服	職務開始までに臨時貸与	2組 (在庫不足の場合は、1組)	貸与周期月数経過後、最初の定期貸与時
ファン付き作業服	職務開始までに臨時貸与	服部分1着 ファン部分1個 バッテリー部分1個	貸与周期月数経過後、最初の定期貸与時 ※ファン部分及びバッテリー部分は除く。
防寒作業服	事由発生日が11月～3月の間にある場合、職務開始までに臨時貸与	1着	貸与周期月数経過後、最初の定期貸与時
	事由発生日が11月～3月の間にない場合、事由発生日後、最初の定期貸与	1着	次回の定期貸与時
略 帽	職務開始までに臨時貸与	1個	貸与周期月数を経過した直後の定期貸与時
運 動 靴	職務開始までに臨時貸与	1足又は2足	貸与周期月数を経過した直後の定期貸与時 ※現品貸与扱いのものは除外。
安全短靴			
半長安全靴			

注1 「事由発生日」とは、採用、異動その他の事由により新たに局被服を貸与すべき事由が生じた日をいう。

2 「貸与周期月数」とは、当該貸与被服の貸与周期に応じて次の月数とする。

貸与周期1年 10月

貸与周期2年 22月

貸与周期3年 34月

3 冬作業服及び夏作業服を初回に1組貸与した場合は、その直後の定期貸与時に1組貸与する。